

新型コロナウイルス感染症に伴う「職員の在宅勤務」等の取扱いについて

これまで実施してきた「職員の在宅勤務」その他の取組については、緊急事態宣言の解除を受けた施設、事業の再開の動向を踏まえ、下記のとおり終了し、又は継続するものとする。

なお、今後の状況により変更又は再度実施する場合がある。

記

1 「職員の在宅勤務」(終了)

5月31日(日)をもって終了

ただし、次に掲げる職員については、それぞれ定める期限まで、業務に支障のない範囲で在宅勤務をすることができるものとする。

(1) 妊婦及び重症化リスクの高い基礎疾患のある職員 当面の間

(2) 事業の再開の時期等業務の都合上、出勤することを要しないと所属長が特に認める職員
6月5日

2 「交通用具等による通勤への切替え」(終了)

5月31日(日)をもって終了

なお、6月1日以後正式に通勤方法を交通用具又は徒歩に切り替えようとする場合は、通勤届を職員課に提出すること。

3 「時差出勤」及び「振替・代休による出勤調整」(継続)

当面の間、継続

「時差出勤」の6月1日から5日までの区分における時差出勤の申出期限は、5月29日とする。(その後の期間区分については別途通知する。)